

妙法蓮華經序品第一

如是我聞一時佛住王舍城耆闍崛山中與  
 大比丘眾五千俱行是行羅漢諸  
 盡無疲煩心遠得已利盡諸有隨自得自在  
 其名曰阿若憍陳如聲討迦葉憍樓伽葉迦  
 葉伽耶迦葉那提迦葉舍利弗大目犍連摩  
 訶迦旃延阿菟樓駄劫賓那高栴提提提  
 受毘陵伽婆蹉薄拘羅摩訶拘孫羅維摩  
 伽羅維地雷樣那孫多羅之子須菩提阿維  
 羅維羅如是眾所知識大阿羅漢等復有學  
 無學二千八摩訶波闍波提比丘與耆屬  
 六千俱羅曠羅母那輸陀羅比丘之心與  
 耆屬俱善薩摩訶薩八千人皆於阿耨多羅  
 三藐三菩提不退轉皆得陀羅尼樂說難  
 轉不退轉法輪法養無量百千諸佛於諸佛  
 所直眾總奉常為諸佛之所稱歎以意欣  
 喜入佛慈運蓮文幣至於彼等耆梅普聞  
 童世界能度眾無數百千眾生世為曰文殊

此乃...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...  
...

藏寺蓮妙都京 息消御翰宸皇天草深後 二第版圖

## 京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて

赤松俊秀

妙蓮寺は京都市上京區寺之内通大宮東入の地に在り、  
本門法華宗の大本山であつて、寺記に依れば日像の開基  
に係り、一時廢寺に歸したのを、應永年間伏見宮榮仁親  
王の御子に當る日應が四條大宮の地に再興したと稱せら

御菩提寺として御紋入りの幔幕提灯等が差許されて  
た。併しそれらにも増して宮家の當寺に對する御歸依が  
如何に深くあらせられたかを思はしめるものは、伏見天  
皇宸翰の法華經八卷が當寺に現存する事實である。

れてゐる。この所傳はそれ自體何等徵證を持たないので  
あるが、榮仁親王の王子貞成親王(後崇光院)の御日記看  
聞御記には當寺の名が屢々現れ、殊に永享七年八月十二  
日の御記述に依れば、當時妙蓮寺の寺主であつた龜丸は  
年齢漸く丸歳であるが、伏見宮家に臣事する源宰相重賢  
の息であつた。さすれば永享年間には既に伏見宮家との  
御關係の深かつたことは明らかであつて、この龜丸こそ  
は後に日忠と稱し勝劣派の教義確立に與つて力あつた人  
と思はれるのである。江戸時代に於いては當寺は宮家の

この經は奥書がなく附屬の文書もないが、種々の點よ  
りして嘉元二年七月十六日伏見天皇が御父後深草天皇の  
登遐に遭はせ給ひ、その御中陰の間伏見殿に御喪籠の  
際、御父君の御遺書を齎へして一乘眞實の經文を書寫遊  
ばされ、九月四日に供養遊ばされた經卷なることは疑な  
い。かゝる尊き由緒を有する法華經が如何にして當寺に  
傳來するに至つたかは今日これを徵する文獻を缺いてゐ  
るが、上に確證した庭田家子息の入寺に始まる皇室との  
御關係が動機となつてゐるとする私の推定は決して失當

ではないと信するのである。室町時代に於いては日蓮宗の寺院は進んで朝廷に近づき奉り、近衛家以下の公卿に多數の歸信者を得たのであるが、その中に在つて當寺は後花園天皇の御外戚に當る庭田家より寺主が入寺したのであるから、特別に深い御關係が結ばれたと思はれるのである。

如上の觀點よりすれば、この宸翰が當寺に藏せられる意義は誠に深いものがあるが、暫らくかゝる見地より離れて拜觀するも、表の經文は行書體の極めて遒麗なる御筆蹟であり、伏見天皇が御能書として上下齊しく感嘆し奉つたのもさこそと拜察せられるのである。殊に第八卷の普門品の偈に於いて御筆勢の冴え特に勝れて坐はしまし、その秀逸なる御筆致は他の宸翰には絶えて拜せられぬところである。更に紙背の後深草天皇の宸翰に至つては、御書風は天皇の宸迹として一點の疑念を残さないものであり、且つその大半には御花押が加へさせられてゐるのである。殊に注目すべきはその御消息は百七十枚の多きにのほるものであるが、盡く伏見天皇に遣はされた

ものであり、年時を明らかにし得る限りに於いて正安元年五月廿一日より崩御の約五十年前嘉元二年五月廿八日に至る五ヶ年餘りの間に認め遊ばされたものである。

この期間に於いて兩天皇の宸記は共に佚亡し、御親子の御交際は從來吉續記實躬卿記等の日記、其他若干の記錄等に徵證する外はなかつたのであるが、この尊き史料を得て、後深草天皇が御子伏見天皇、遊義門院、御孫の後伏見天皇、花園天皇、后妃の東二條院、玄輝門院を如何に御慈しみ遊ばされたか、又伏見天皇が如何に恭々しく御仕へ遊ばされたかを如實に拜することができるのである。然るに寺傳が誤つてゐたために最近までかゝる重要な意義が看過せられてゐたのであるが、本誌編纂者より請はるゝまゝにその全文を掲載し、明らかにし得た限りに於いてその年時を註して今後の研究の基礎となすと共に、この宸翰に依つて明らかとなつた御晩年の後深草天皇の御行實の御一斑を簡單に記述し奉つて、聖徳御慕の一端ともならんことを庶幾する次第である。

この經の體裁は供養經に多く見る如く白紙であつて、紙の表面には光澤があり、一見斐紙の如くであるが、これは御消息の故紙を集めて、その紙背を打つたためであつて、本來は檀紙若しくは楮紙であつたと思はれる。仕立は卷子本であつて、天地九寸二分銀界線を引いてゐるのが注目される。經文の御筆蹟は圖版第一に掲げた如く豐潤雄麗なものであるが、この御書風は早く正應三年の石清水八幡宮に奉納遊

は古筆了佐に依つて後光嚴天皇宸翰と鑑せられてゐたのである。了佐はまたその紙背の墨痕琳瑯たる御書風を拜しては、驚嘆の餘り後醍醐天皇宸翰と誤認したのである。事實に於いて現在後醍醐天皇宸翰の傳稱を有するものは、孰れも其筆勢優れ、概ね宸翰であることは注目を要する事實である(註一)。

ばされた法華經(現在熊本米知徳氏藏)遅くは正和五年春日社に御奉納の唯識三十頌(挿圖第一参照)に見られるところであるが、從來この御書風のものとは廣澤切と共に概して後伏見天皇に比定せられてゐた。この經に至つて



挿圖第一 守屋孝藏氏藏唯識三十頌

互る御消息の上半のみなるは五十三、下半のみなるは八十七を數へてゐる。その孰れも月日御花押のみにて御宛名年紀のないことは多くの宸翰に見らるゝ如くである。それが如何にして伏見天皇に御宛てになつたことが確め

られるかと云へば、第一の徴證は百七十枚のうち書留の存する一一七枚に就いて見るに、僅かに三枚(讀本番號一、一五、一〇五)を除いては悉く謹言の書留を御用ひ

遊ばされ、二通(一及び一〇五)以外には全部御花押を加へられてゐることである。これは當時の上皇の御書札禮としては皇子にて同じく上皇であらせられた御方に限つて、用ひられた様式であつて、絶対に臣下に對して御用ひ遊ばされなかつたところである(註三)。當時は伏見天皇の外に上皇には尙後伏見天皇が坐しましたが、後伏見天皇が宸翰の御宛名人であらせられないことは御消息中に屢々新院として後伏見天皇を呼ばれてゐる點より明らかである。しかもこの様式に依る推定は御消息の御内容の一々の究明に依つて完全に確證せられるのであつて、その上にその紙背の法華經が伏見天皇の宸翰である事實が總括的にこれを實證する。その一々の考證の過程等は煩を避けて茲に記さないが、判明した年時は一々に記入し稍正確を缺くものは各々その旨を注記した。これに依つて從來不明であつた事實の明確でなかつたことは一再な

らざる存するが、それは省略してその中でも最も顯著なる嘉元二年正月廿一日の東二條院の崩御に關するもののみは稍詳しく次章に述べることにする。

東二條院は後深草天皇の正妃に坐しましたが、御歳は十一歳も御年長にてあらせられた。その御中には遊藝門院御一人が御誕生遊ばされたのみで、伏見天皇は玄輝門院の御所生であつたが、天皇の女院を遇し奉ることは極めて敦きものがあらせられた。その崩御に關しては從來は簡單に増鏡に記されたことのみが知られてゐて、嘉元二年正月廿一日に御事あり、御中陰は伏見殿に於いて執行されたとするのである。續史愚抄はこれに従つてゐるが、伏見殿にての御中陰は明らかに誤りであつて事實は今林殿にて行はせられたのである。

嘉元二年正月朔日後深草天皇は法皇にて六十二歳、女院は七十三歳の御春を御揃ひにて御迎へ遊ばされ、法皇は伏見上皇に賀礼を賜つて、蓋し宸翰辭の番號、以下同じ。七句の老僧にして子孫繼體の榮昌を見奉るは希代の幸運、自愛の志深しと仰せられ

たが、翌二日に至り女院には大炊御門第にて御病牀に就かれしものの如く、法皇は上皇御所への御幸始は十五六日に延期の止むなき旨を通知遊ばされた。女院の御容態は九日に至つて著しく御重態化せられたので、法皇は二度に亙つて上皇の御幸を促がされ、富小路殿に於いて諸事を御協議遊ばされた。その夜は聊か御小康の様子なので、法皇は富小路殿に御退出遊ばされたが、翌十日、御見舞遊ばされた處、苦惱を訴へ遊ばされたので、法皇は御心痛の餘り、八幡、春日、祇園に神馬を奉らんとして御馬を引進められんことを上皇に求められた。御奉納の其後の経過はこれを知るに由ないが、上皇は翌十一日に富小路殿に御幸になつた。併し御容態は次第に悪くなられるのみであつて、御下痢は九ヶ度に及び、御苦しみも一入であつたが、十二日の夜は御發の御様子もなかつたので、御経過を御覽遊ばされる思召にて法皇は富小路殿に御退出遊ばされた。かくて十三日は一日御休息せられたが、十四日には御幸し給ひ、御看護あらせられたが稍御重態なので、上皇も亦御見舞遊ばされた。翌十五日に至

り御病勢はさして増進せられなかつたので、法皇は上皇の連日の御幸を御妨り遊ばされて御成りを止め給ひ、御親らも暫時富小路殿に還御になられた。翌十六日には上皇はまた大炊御門第に御幸御見舞遊ばされたが、御容態は稍快方に向はせられたのであつて和氣篤成が御脈稍良と拜診したのは十七日のことと思はれる。十八日にも御病勢に御變化がなく、法皇も富小路殿に御退出、一兩日御休息遊ばされて御疲勞を回復されんとせられたが、行長の拜診にて十六日より稍御輕快に向はせられた御脈が又悪化されたを聞召されて、御退出の豫定を變更遊ばされた。その旨御消息に依つて御承知遊ばされた上皇は直ちに大炊御門第に御幸御見舞あらせられた。廿日の御容態に就いての御消息は見出し得ないが、上皇は大炊御門第に御幸遊ばされた。御危篤とならせられたのは廿一日の早朝で法皇は直ちに飛札を賜つて上皇の御幸を御求めになつたが、今その御消息を拜すると、(圖版第二)御早書きで如何に御驚愕遊ばされたかを眼のあたりに拜察せられるのである。しかも折角の御看護もその御甲斐なく女

院は遂に同日崩御遊ばされた。法皇はその旨を御消息を以つて上皇に通ぜられたが、事に於いて哀腸至極と仰せがあり御心中の程御推量申上ぐるだに恐れ多い次第である。

御葬儀は前に述べし如く伏見殿ではなくて女院の御母准后貞子が永く住んでゐた今林殿に於いて行はれたのであつて、法皇は引續き御中陰五十日の間同第に御喪籠遊ばされることとなつた。その間法皇は日夜女院の御追慕の涙にかきくらすせ給ひ廿七日には上皇に御書を賜つて「亡然として已に七ケ日に及び候、申す限りなく候。只朝夕聽聞に心を慰むる許りに候。憲基覺守の説法に簾中も簾外も紅涙を抑ふるの外他なく候。御察しあるべく候」と御衷情を御洩らし遊ばされた程であつた。又御菩提を訪はんがために、供養經の御書寫を禮願し給ひ、女院の御書を給はらんことを上皇に求められたが、餘に多く御出し遊ばされたので、廿八日に御消息を賜つて爾後の御送附を制止された。このことははしなくもそれより六ヶ月の後、伏見天皇が後深草天皇の宸翰御書の紙背に法華經

京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて (赤松)

を御書寫遊ばされた御事情を遺憾なく説明してゐるのである。

法皇上皇御親子の御仲が極めて圓滿に互らせられたことは申すも畏き極みであつて、妙蓮寺の御消息全部に互つても拜察せられる如く、連日の如くに御文通があり、その都度法皇より御幸を御徳憑遊ばされ、上皇もその旨を體せられ、事繁く御父帝の御許に御成り遊ばされた。伏見宮家に藏せられる上皇の宸翰に依れば上皇御讓位の永仁六年八月より法皇崩御の嘉元二年七月に至る滿六年の間に、上皇が法皇と御面會遊ばされた日數は實に千三百六十五日の多きに及ばれたのを拜するのである。従つて御中陰にて御面會の機會が著しく減ぜられた法皇は如何許り御淋しく思はれ、且上皇の御身上を御案じ遊ばされたことが、常寺藏の御消息に依つてこれを拜察すると次の如くである。二月の諸社の祈年祭は觸穢の疑に停止になつたが、二月六日に御書を賜つて次の干支に行はれる場合の東宮御給御袍其他御裝束の御用意を命ぜられ、廿八日の春日祭についても同

第二十四卷 第二號 一〇九



様の御注意があつた。<sup>一三、七</sup>又四月の賀茂祭の東宮使を勤仕す

べきものの御沙汰に就いても種々に御軫念遊ばされ、二

月八日より連日の如くに御消息を認められた。<sup>三、一六、五十一、七</sup>殊に御領

の中心長講堂の維持には特に御注意があり、二月十日に

上皇が法皇の御代理にて修二月會に御幸遊ばされたのを

喜ばせ給ひ、<sup>六</sup>三月九日より始まる後白河法皇の御八講に

就いては、奉行僧綱の沙汰に關して一再ならず御札を賜

はつた。二月十七日の龜山殿に於ける御父後嵯峨天皇の

御八講の結願には上皇が法皇の御名代として御幸になつ

たが、上皇が忌服のことを考慮遊ばされて、近くの今林

殿に御幸遊ばされず、御歸りになつたのを返す返すも心

淋しく思はれたのである。依つて上皇は二月廿日御中

陰の間でありながら今林殿に御幸、法皇を御見舞遊ば

されたが、法皇も亦三月二日御微行にて御出京あらせら

れ、富小路殿にて御上皇に面謁になつた。<sup>五十一、五</sup>三月六日には

上皇は御方違のために北嵯峨第に御幸になつたが、御歸

途今林殿に御立寄遊ばされ、法皇と御同坐にて憲基の説

法を聽聞遊ばされた。<sup>四九、五九</sup>翌七日にも法皇は上皇の御幸を望

ませられたが、御臨幸の事實は尙明らかではない。かく

御中陰の間も幾度か御父子の御會合を遊ばされたが、法

皇は御孫に對しても痛く御心遣遊ばされた。新院であら

せられた後伏見天皇の御安泰のためには、<sup>五十六</sup>嘉元二年正月

より毎月護摩を勤められることにせられ、<sup>五十六</sup>正月は自ら御

勤め遊ばされたが、二月は上皇にその御番を廻はせら

れ、廿四日上皇がこれを御承諾をせられると大いに喜ば

せられたのである。<sup>五十一、五</sup>その時に又新院が御灸を遊ばされた

のを聞かせられて大いに御心痛になつた。法皇は又當

時春宮であつた花園天皇と御同宿遊ばされてゐたのであ

るが、中陰のために御別居の間も種々に御心を盡くされ

たことは先にあげた春日祭の春宮使の御裝束を始めとし

て、尙その他の御消息にも拜せられるのである。

女院の御中陰は三月十日の曼荼羅供を以つて満つるこ

ととなり、<sup>合一三</sup>法皇はその夜成剋富小路殿に還御せられたが

翌十一日上皇に御書を賜はつて「遙覺候し日數も程な

く馳過候。今更哀賜も立歸る心地候」と御述懐あらせら

れ、女院御追慕の念を新たにせられた。越えて廿五日に

は翌廿七日の上皇の御所持明院殿の初の御幸に召される  
私のひそかに光榮とするところである。

御衣の色目に關し御消息（三）を出され  
たが、その中に於いても黒衣を召  
されるのは「女院御方さまふくた  
のもしくもこそ思はされ候へ」と  
仰せられたのを拜するのである。

法皇の御消息に於いて女院の御  
事に關する部分は右に引用し奉つ  
たところを以つて盡きるのである  
が、これに依つて法皇を御中心と  
して持明院統の皇室の御内郡が如  
何に和氣霽々として坐しましたか  
を何人も拜察し奉るところであら  
う。申すも畏き極みながら皇室が  
我國民道徳の規範の地位に坐しま  
すことは古今を通じて易りないの  
であるが、妙蓮寺藏の宸翰の考證  
に依つて、この御事を如實に顯し奉ることのできたのは



挿圖第二 第六號御消息逆寫

猶この宸翰に就いて云ふべきこと  
は現在法華經八卷のみであるが、  
上皇御書寫の當時は開結たる無量壽  
經、觀音賢經も具足してゐたこと  
である。このことは伏見宮家記録所收  
後深草天皇崩御以下記の九月四日の  
條に徵せられるのであるが、現存の  
八卷の法華經にも明らかにその痕跡  
を残してゐるのである。それは紙背  
の御消息に打紙に依つて間々逆寫に  
なつてゐる後深草天皇宸翰の調査に  
依つて明白になるのであつて、現在  
判讀し得る約四十通のうち、約八通  
は明らかに現在の宸翰のうちには見  
出されないものであつて、恐らくは

と思はれる(挿圖第二、註第三參照)。今この二卷の所在は明らかではないが、他日若しそれが見出されたならば、現在、御消息の一部が缺けてゐるために猶その御内容を明らかにし得ない部分も明確にし奉ることができらう。大方諸賢の御注意を御願する次第である。

猶この經卷は從來より恩賜京都博物館に寄託されてをり、昭和十二年の八月より京都府の調査として、着手したのであるが、その間博物館に對しては長期間に亘つて御手敷を煩はせたことであるが、當局の理解ある取討ひにて圓滑に完了し得たことは、傍證捜査のために寺庫の開放宸翰全體の寫眞撮影並びに影寫を許可された妙蓮寺當局の好意と共に私の感銘措く能はざるところである。又西田中村兩先生よりは御讀考證に關し種々御指導に與かり、田井啓吾氏よりは有方なる助言を得た。次に附する解讀は全く如上の御好意に依つて始めて成つたことを銘

記して、茲に厚く謝意を表する次第である。

(昭和一四、三、一六稿了)

註

(一) 後醍醐天皇宸翰として現在雜證の存するものは十七點二十八通であるが、その外に宸翰の所傳の存するものは頗る多い。その中には吉野切の如きものも存すが、私の寓目したうちでは當寺の後深草天皇宸翰を始めとして、伏見富家御所藏の御消息は後伏見天皇の宸翰、曼珠院大徳寺藏は花園天皇、長福寺藏假名御消息は光嚴天皇、圓滿院藏は後光嚴天皇、長樂寺藏は後圓融天皇、田村家舊藏の御消息は皇弟性圓法親王と比定せられるのである。

(二) 弘安禮節に依るとこの書札禮は大臣が大中納言に用ゐるのである。

(三) 逆寫の分を判讀すると左の如くである。

近々參申候へハめつらしくうれしく覺て。何事ともかひらん、山野京氣も面白ひらんと覺は。前右府參之由所申ひ、返々浦たの敷こそ覺はへ只□□□に推參明日□□□□

今林殿御褒籠中の御消息と拜される

京都市 妙蓮寺藏

伏見天皇宸翰法華經紙背 後深草天皇宸翰御消息

一、

(裏切封)

一昨日進此狀候之處、已御幸候とて空歸了、昨日還御延候間候之間不申候、及數日比興候、仲良二日進發候御馬候者早可被下候也、北山にて御牛振舞て候けるよし、承候、返々驚覺候

二、

七 (口、口、廿二)

使節事、仲良申領狀候也、其も出立定令遅引候歟、歟覺候、無申事候、夜前召寄候て、種々加勘發候之處、申領狀候、此旨可申之由、思給候處、忘却候也、(下缺)

三、

三 (口、三、十二) (上缺)

被聞食事候者委可承候、常磐井殿御歸不宜なと申説候定例虚言候歟如何、謹言

三月廿一日 (御花押)

(切封)

四、

(口、口、廿八) (上缺)

年内可有沙汰之由、經守申候之間、仰此旨了、所詮御幸不可事之間者無子細候也、謹言

□月八日 (御花押)

(切封)

五、

九 (正安四、十、廿四)

此間久不申承候何事か候らん、今日女院御方御幸候やらん、其御方晦朔比までは、御所にて候はんするやらん、祐舜と申候法師か安樂光院阿闍梨を申候、是ハ圖祐か弟子にて候 (下缺)

六、

一 (口、口、口) (上缺)

覺候、廿二三日いかにも引御沙汰嚴密候へきと覺候、

明日ハ嵯峨へ罷ひ、無何   成候  

□月□日 (御花押)

京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて (赤松)

第二十四卷 第二號

一一三

(切封)

七↑二 (口、口、廿一) (上缺)

不申候、不可説候、猶々早速可進發之由、仲良を責伏候也、謹言

十月廿一日 (御花押)

(切封)

八、 (口、十、十九)

其御所大番事、九月十日關東狀入道相國只今付爲方申候、神妙候、可注給便所之由申候間、同今七所注遣候由、爲方申候也、喜悅之間、馳申候、謹言

十月十九日 (御花押)

九↑五 (正安四、十、廿四) (上缺)

可被仰下候歟、先々何様沙汰けるやらん、不審候、謹言

言

十月廿四日 (御花押)

(切封)

一〇↓一五? (嘉元二、二、六?)

一日御返事委細承候了、爲悅候、自持明院殿ハ還御候

哉、諸社祭延引こそいたく心えぬやうに候へ、祭裏仙洞何も各別法師そと申候事ハ (下缺)

一一↓六 (口、口、口)

雖物念候昨日之參爲悅候、持明院殿放火之御用意、能々可有沙汰候歟、あふなく覺候、還御いかか定候しやらん、其御所も餘冷然に候、晦日までハ□々御所にて候へかしと (下缺)

一二↑八〇 (嘉元二、二、廿八) (上缺)

年無人過法候、相構行香無不足程可被催出候歟、十日曼茶羅供にも、さまで人多可參にても候ハす、猶被催候者別無子細候歟、自是も誰をか催候へき、素服之人數兩三之外、無祇候之仁候、可有御察候、謹言

二月廿八日 (花押)

(切封)

一三↑七七 (嘉元二、二、十八) (上缺)

兼又新院御祈毎月護摩、去月ハ沙汰候了、今月相構御沙汰にて、誰にても、可被仰候、いつしか闕意も不可然候、可有御沙汰候也、來月二日白地參候ハんすれば、

毎事可申見參候、謹言

二月十八日 (御花押)

一四↑一八一 (嘉元二、三、十四) (上缺)

御幸一定とて候、不被催申候哉、昨日可申之由存候し  
を忘却候ける、朝倉事准后頻申候、何様候哉、被相分  
之儀無子細候者、相構早速御沙汰候へかし、遅々候て  
ハ今年土貢沙汰又混亂候ぬと覺候之由申候乎、實其謂  
歟之由存候也、謹言

三月十四日 (御花押)

(切封)

一五↑一〇? (嘉元二、二、六) (上缺)

さてハ無正體候、混合にても候ぬへかりけり、只疑許  
にて諸社祭停止も先例不審候、若次支子にも被行候者  
春宮御給御装束可有御用意候、御袍事念可被仰候也、  
使以下御沙汰候哉、此由院御方へも可被申候也

二月六日 (御花押)

一六↓ (嘉元二、二、十?)

毎事御沙汰返々心安悅存候

京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて (赤松)

修二月御幸候らん悦存候、十七日にも御幸候者無何近  
々爲悦候、御劍事入道いか、申候らん、俊光昨日不見  
候、一品經事何様候哉、可承存候 (下缺)

一七↑七五 (嘉元二、三、十) (上缺)

札加一見返進候、使こそ其仁凡難得候へ、某仲々方等  
外無其仁候、而皆見所勞者候歟、北面中にも誰こそ候  
へしとも不覺候、猶入道にも被仰合候て可有御計候也  
謹言

二月十日 (御花押)

一八↑一一七? (口、口、廿一) (上缺)

進返答候、教仁下向候其ハ又便宜事付之儀にて悪候ハ  
んするやらん、只今以俊光、被御合入道相國候也、道  
細被止御馬ハ可被遣にてこそ候はめ、經相内々相共向  
之條何事之儀候乎存候、謹言

□月廿一日 (御花押)

(切封)

一九↑ (正安、二、二、八) (上缺)

被下御書、可然之仁不覺悟候、門主等御尋候へきやら

第二十四卷 第二號 一三五

ん、守譽道徹等如何、可有御計候、公什なと子細申候や  
らん舞振候、謹言

二月八日 (御花押)

(切封)

二〇↑ (嘉元二、二、八) (上缺)

候ぬと覺候、家雅卿なと別存公平、我大事と出立候者  
延引候歟、不然者定難儀候歟、兼日能々可有御沙汰候  
也、俊光未見候、入道も猶可被仰合候、一品經事女院  
御方御沙汰候者可爲悅候、謹言

二月八日 (御花押)

(切封)

二一↓六四? (嘉元二、三、五)

條々今朝自是申候了、賀茂  
春日祭使事、經相如然申候らん  
先以神妙候、一事有沙汰、勤仕使節可爲公平候、但其  
分ハ出京之時こそ、沙汰候はんすらめと (下缺)

二二↑ (口、三、九) (上統)

被定奉行入、可被下僧名御點候也、春宮御方事等、能  
々可有尋御沙汰也、謹言

二月九日 (御花押)

(切封)

二三、 (嘉元二、三、廿七)

昨日參殊悅存候き、簾中之式其興候き、兼又御牛給候  
了、祝籠候、謹言

三月廿七日 (御花押)

二四↑三四 (嘉元二、三、廿五) (上缺)

見苦候、只除服以後來月可宜歟之由存候、可有御計候、  
勾當なと能計候ぬと覺候、可被仰合候歟、吉服以後一  
定可宜候乎、謹言

三月廿五日 (御花押)

(切封)

二五↓四四? (嘉元二、四、十一?)

祭見物大二品棧敷へ頻招請之間、密々可罷向之  
由、思給候、御見物ハ候ましきやらん、  
俊可  
申□漸可仰哉、藤□之且篇目被□可宜候也

此間久不申承之様覺候、いつか御幸なと候はんすらん  
脚氣追日増氣、行步都不叶候間、さりとてハ可加灸由

思給候、抑先日見候し長成年號抄物之中、異朝年號に書て候し一卷、(下缺)

二六、(嘉元二、四、三)

今日窮屈之氣も次第散候て、後なく候、連日御幸も事々しく候、明日明後日なにも候へかし、いかさまにも早速落居、餘氣も候ハねハ、爲悦候、謹言

四月三日 (御花押)

二七、(嘉元二、四、二)

今日可扶參之由、存候處、終夜病惱無申限候、今朝聊雖令落居候、近日出現不思寄候、今日ハ御幸なども候へかしく存候、さ候へハとて、御さいさしくハ候ましく候、(下缺)

二八、二九 (口、三、卅)

今日春宮帶刀步射陣頭關如、以職事可申入其御所候之由、仰忠望候處、申領狀候歟、而臨期申所勞之由、結局、稱他行之由に候、事爰々以外狼藉候歟、猶嚴密被仰下候者、定令參候歟、不然者、於以隆者、(下缺)

二九、(口、三、卅) (上缺)

京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて (赤松)

早被除仙籍、以職永可被放上北面候、如此不忠之仁、雖向後、強不可立御要候乎、忿嚴密被仰下候て可被聞食左右候也、謹言

三月卅日 (御花押)

(切封)

三〇、(嘉元二、四、十六)

昨日見物之式、中々其眞候き、何日又御幸候ハんすらん、昨日違犯制符輩、有嚴密之沙汰、經守爲行等卿被止出仕候、檢非違使景國解官など、只今被宣下之由實任語候、恐怖候、(下缺)

三一、(嘉元二、四、十三)

聖護院宮牛を申候、若可然物や候らん、一日斑などハ候ハぬやらん、若其御所へも申て候やらん

物忿候しかとも、昨日御幸爲悦候、衣笠殿入御候けるやらん、御窮屈何程御事候乎、不審候、明後日式、昨日申候し、定にて候ハんするやらん、爰餘無衛候て窮屈無極候、謹言、



四月十三日 (御花押)

三二一→三〇 (嘉元二、四、十六) (上缺)

七王丸着衣之條不可然、可尋下之由被仰候之間、相尋候了、抑元秘抄返進候也、供花にハ御所にて候んするやらん、云脚氣、云灸治、其比殊出現不可叶候間、必可爲御所候也、毎日出御之儀なと候へてハ、事儀可令陵遲候、猶々構可爲御所候也、謹言

四月十六日 (御花押)

三三一→

昨日御逗留存内事候、和哥御會如何面白候つらんと察申候、いつか又御幸候はんすらん、早々入御候へかしと覺候、遊義門院 (下缺)

三四→二四 (嘉元二、三、廿五)

明日可參之由存候之處、衣裝未思定候、今年初度之參黒衣餘屬目候歟、其上女院御方、さまふくたのしくもこそ被思食候へ、又薄色を欲用候へハ、其も初度

參うつほの小衣輕忽 (下缺)

三五→三八 (嘉元二、三、十五) (上缺)

可綺事にても候はず、申子細候者、問答往覆可經日數候、中分之段ハ別不可有子細候歟、關白も始相傳分許とこそ申候しか、旁無子細候、若又可爲難儀者、替可有御計候、兩條之間一事、爭無御計候哉、相構早々可令治定候、謹言

三月十五日 (御花押)

(切封)

三六→四二 (嘉元二、四、十九)

新院御祈護摩事辟案比與候、今月數日廻案候也、春宮御祈六字護摩事、尤□有沙汰事候□事候念□沙汰候也

昨日御幸爲悅候、供花之間可爲御所之由承之候、返々日出候、眞實さ候へてハ可爲陵遲之基候、新院其御所へなり候事、嵯峨岡にて候へきよし、申候しかとも、春宮一所もあまり冷然、彌無人にも候ぬへけれハ供花までハ只此御所にて (下缺)

三七 (嘉元二、三、卅)

昨日御幸爲悅候、又可參之由沙汰候し、明日明後日之

間、承定而可參候、ちや／＼の輿可借用候也、每事期  
其時候、謹言

三月卅日 (御花押)

三八―三五 (嘉元二、三、十五)

一夜御幸爲悅候、明日又可令早參候、新後撰返進之候、

正本昨日自女院送給候、抑朝倉事准后頻念申候事、延  
候てハ今年々貢混亂候ぬと覺候、早々落居可宜候、關

白 (下缺)

三九― (嘉元二、三、四?)

方違本所事、相尋候處、雖初宿、用本所之條、不可有

子細之由、申候之間、御留守龜山殿荒涼冷然よりも、近  
々々北嵯峨能候ぬと覺候、明後日相構御幸候へかし、申  
刻許參候て曉鐘以後退出殊可宜候、大納言も (下缺)

四〇

(切封)

四一―四三 (嘉元二、四、十七)

今日御幸候敷之由奉待候處、無其儀候、違恨候、廿一  
日より今林ニ可令居住之由思給候、其以前にハ御幸候

京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて (赤松)

ましきやらん、抑供花中御所事、何様治定候哉、眞實  
御所にて候ハてハ、惡候ぬと覺候、(下缺)

四二―三六 (嘉元二、四、十九) (上缺)

供花以後可宜之由存候、可何様候乎、兼又昨日申候祐  
遠事、何なとも當時に劣事ハ候ましけれハ、只被仰候

へかしと覺候、如何、謹言

四月十九日 (御花押)

(切封)

四三―四一 (嘉元二、四、十七) (上缺)

相構々々可爲御所候、女房ハ六人許候ハ、其に不可

過候、兼又新院御祈護摩、一月相構御自分に、御沙汰  
候へかし、今月分自廿三日可被始候也、每事期見參之  
便宜候、謹言

四月十七日 (御花押)

(切封)

四四―二五? (嘉元二、?四、十一) (上缺)

可申出候、每事期御幸之時候、謹言

四月十一日 (御花押)

第二十四卷 第二號 一一九

(切封)

四五↑ (口、四、十九) (上缺)

自其御所被仰候て、可被聞食候、此儀如法大切候、念

可被仰候也、謹言

四月十九日 (御花押)

(切封)

四六↑ (口、四、七) (上缺)

今日はへなり候、一兩日御逗留候へく候、每事期面候、

謹言

四月七日 (御花押)

(切封)

四七 (嘉元二、正、十八)

今朝自是令申候了、只同體御事候、但行長令申候者、

一昨日聊立直候御脈、今曉又如元沈候由申候、大略至

極候歟、無申限候、隨體夕方、白地可罷歸之由、思給

候也、謹言

正月十八日 (御花押)

四八 (嘉元二、正、廿八)

故女院遺書等給候了、爲經料紙罷入候之間、申候之處  
餘多候、於今者不可給候者、只可被捨置候也、謹言

正月廿八日 (御花押)

四九↓五九 (嘉元二、三、六)

昨日世間しゝて候けると承候、面白こそ候へ、折節不  
參眞實違恨候、今日御幸一定候哉、餘に何事も候ハぬ  
に、憲基御聽聞をされ候へかし、一定午剋にて候、聊  
も (下缺)

五〇 (嘉元二、正、十八)

此御事今朝も猶只同體御事候之間、今日白地歸候て、隨  
事體明日明後日之間、又可歸之由思給候、此兩三日ハ  
發事不候之間、ちと歸候て、可令休息之由思給候也、謹  
言

正月十八日 (御花押)

五一 (嘉元二、正、十七)

女院御事昨日只同體之事候、篤成御脈聊宜之由申候  
らん、但未及安堵之由令申候つ、春宮自下蔭藏人去夜  
も已關如之由 (下缺)

五二↑—五五 (嘉元二、三、四) (上缺)

如何、仲高弟とかやも無正體候乎、不審候、猶々可有御案候、清雅事、家雅卿何とも沙汰立候へく候、其分も猶もしやと御問答候て、可有御覽候乎、謹言

三月四日 (御花押)

(切封)

五三 (嘉元二、三、七)

昨日御幸爲悦候、今日も一定可有入御候歟、然者如昨日可爲早々、覺守も今度殊かたあかりて候、可有御聽聞候乎、毎事期御幸之時候、謹言

三月七日 (御花押)

五四↑ (嘉元二、正、廿三) (上缺)

今度冷然、每事一身執行不候之間、愁歎殊深候、可有御察候、自今日富小路へ御幸候やらん、每事返々心安悦存候、謹言

正月廿三日 (御花押)

五五↓—五二 (嘉元二、三、四)

明後日許御幸と聞候也、一定候哉

京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて (赤松)

殘日不幾候、十日無心本候、使節事驚承候、如承者、

事體經親卿不可叶候歟、清雅指申候分際、一定之足未思得候、實於今者日數迫候、不治定者可及闕如候、驚存候、爲之 (下缺)

五六 (嘉元二、正、廿一)

女院今朝御發興盛候つる、行長も驚申けに候、然而北山以前御幸物忿候、還御以後可宜之由存候也、謹言

正月廿一日 (御花押)

五七 (嘉元二、正、廿一以前)

今日も大略同御事候、聊能事とも、候へハ、次第御減分もや候と思候へとも、又無其儀候、されハとて又一定惡事とも出來事も候ハす、只同體にて歴日數候、歎入候、遊義門さして可申合事 (下缺)

五八 (嘉元二、正、十二)

女院御事大略同體候、御病及九ヶ度以外御窮屈候、但今夜無御發候、今日なとハ、事之様見候ハんすらんと覺候、明後日可歸之由思給候、隨事之様、又可申候也、

謹言

正月十二日 (御花押)

して候、於事哀腸至極候、可有御察候、謹言

五九↑四九 (嘉元二、三、六) (上缺)

正月廿一日 (御花押)

遅々候てハ不可叶候、御辛を奉待候なと申候はんも、事

(切封)

々しく候間、相構々々可爲早速候乎、近々御所めつら

六三↑ (嘉元二? 正、十九) (上缺)

しくうれしく覺て候、明日まで御逗留候へかし、覺守

可馳申候也謹言

も當時不劣憲基候、御聽聞候へかし、謹言

正月十九日 (御花押)

三月六日 (御花押)

(切封)

(切封)

六〇↓ (嘉元二、正、廿七)

六四↑二二? (嘉元二、三、五) (上缺)

亡然而已及七ヶ日候、無申眼候、只朝夕聽聞に心をな

覺て候中陰、殘日も纔四五日に成候、彌哀覺て候、毎

くさむる許候、寤寐覺守說法簾中簾外抑紅涙之外無他

事期十日、近々御所めつらしくにて、きと申候、何事

候、可有御察候、抑故女院 (下缺)

御程にて候らん、嚴言なと候やらん又九獻かつよく候や

六一 (嘉元二、正、十五)

三月五日 (御花押)

今日も只同體事候、只今白地歸富小路候 即又可罷歸

(切封)

候也、さのみ連日御幸も無心候、可隨御有様候哉、只

六五 (嘉元二、正、一)

今までハ昨日程事ハ候ハぬと覺候、謹言

新春之喜慶等、自他超例年候條、返々爲悅候、七旬之

正月十五日 (御花押)

老僧而、奉見子孫繼體之榮昌、希代之幸運、自愛志深

六二↑ (嘉元二、正、廿一) (上缺)

候、御幸六日一定候哉、無心本候、謹言

正月朔日 (御花押)

悅存候、本願も (下缺)

六六 (嘉元二、正、一)

七〇 (口、五、三) (上缺)

今朝自是令申候處、御使遅々候了、自他吉慶申籠候了、猶々珍重々々候、六日御幸候者每事期其時候、謹言

供之候了、内裏にハ近代常事之由聞及候へとも、東宮にハ建治以行三代候ハさりつる式、今年始出来相續被及三ヶ度了、於今者定式候歟、歎入候、謹言

正月一日 (御花押)

五月三日 (御花押)

六七 (口、正、三) (上缺)

五月三日 (御花押)

前官下薦昇進之時被禁常例候、枉可令申御給之由、平所望候、彼是可何様候哉、御給事一向可申其御所之由、面々仰候了、念右御計、可令治定候也、謹言

七一 (口、七、九) (嘉元二、二、十八) (上缺)

正月三日 (御花押)

候歟、仲高も被仰下者、可令存知之體申候けると聞候、辟事候乎、僧名御點念可被下候、證義房曉可被下候歟、

正月三日 (御花押)

將又無證義之仁、只房珍風情以下も無苦候、三禮已講一人必可被召加候也、自九日御所にて候へかし、結願日白地可參候、於今者日數不幾候、每事期見參候也

(切封)

謹言

六八 (嘉元二、正、二) (上缺)

二月十八日 (御花押)

候也、每事又期六日候、今年其御所參遅々候、違恨候、隨體十五六日比必可參候也、謹言

二月十八日 (御花押)

正月二日 (御花押)

二月十八日 (御花押)

六九 (嘉元二、三、十一)

(切封)

昨夕戌剋許罷歸候也、遙覺候し日數無程馳過候、今更哀腸も立歸心地候、御八講之間御所にて被執行之條殊

七二 (嘉元二、三、廿四)

哀腸も立歸心地候、御八講之間御所にて被執行之條殊

内裏觸穢何事候哉、驚承候、春日祭者延引之條ハ勿論

京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて (赤松)

第二十四卷 第二號 一二三

候、御燈者不可依其候、被行こそよく候はんすらめ、

七六 (嘉元二、二、十)

春宮可爲各別之儀候歟、新院御祈入道相國 (下缺)

新院も御幸候やらん

七三→八五 (嘉元二、二、十三)

今夕修二月御幸尙々爲悦候、音楽停止亂聲許にて候、

無何不審候處、悦承候了、聽聞隨喜外無他候、使節事

先例も如然候しと覺候、思出候てきと申候、謹言

被略之條、誠何事候哉、十七日御幸龜山殿候乎、近々

二月十日 (御花押)

も無其甲斐候ぬと覺候、違恨候、今ハ飯候事も漸近 (下

七七→一三 (嘉元二、二、十八)

缺)

昨日御幸之式何事候乎、適雖爲近々便宜、不入見參違

七四→八八 (嘉元二、二、廿三)

候、冷泉殿連々御幸候げに候へとも、輕忽不可然存

此間久不申承之様覺候、何事候乎、於今者、日數被過、

候、抑春日祭廿八日之由聞候、使以下事奉行定申沙汰

世間聊弘成心地候、昨日按察大納言參候き、夜前御幸

候歟、如何、赤御袍ハ候やらん (下缺)

結句御宿いたく不得意様候、新院御祈護摩雜掌阿闍梨

七八→八七 (嘉元二、二、廿)

出來 (下缺)

長講堂御八講奉行仲高申領狀候へ、神妙候、恒例有限

七五→一七 (嘉元二、二、十)

事候、何候他所□事有子細候乎、其上此に八十日こそ

御劍凡不所持候、爲之如何

曼荼羅供にて候へ、九日綱所不可入十日一日ハ (下缺)

賀茂祭使事、其趣自是令申之由、可被仰候歟、此ハ不

七九→七一 (嘉元二、二、十八)

沔庫事を申候やらん不審候、當時自是遠遠候、問答折

昨日之式實返々違恨候、日數以後ハ蜜々入御も何事候

節も不可然候、只先直委可有御問答候也、兼又入道相

乎、長講堂御八講只如例自九日可被始候、奉行惟輔無

國 (下缺)

子細 (下缺)

八〇—一二 (嘉元二、二、廿八)

新院明後日還御之由承候了、衣笠殿富小路殿御所之由、承悅候

不審之處、悅承候了、明後日御幸爲悅候、每事期其時候、長講堂御八講公卿無人驚承候、能々御沙汰候者、

何不出來候哉、凡近 (下缺)

八一—一四 (嘉元二、三、十四)

昨日粗沙汰候し半關如相構々々可被求出候、凡無才覺候

昨日參爲悅候、御八講之儀公卿御布施取等人數濟々目出候き、長講堂事凡異于他事候、如此丁寧御沙汰、爲

向後悅存候、法皇ハ今日 (下缺)

八二—七二 (嘉元二、二、廿四) (上缺)

沙汰候らん、返々神妙候、日次今月必可被始行候也、自明日持明院殿御所之由承候了、朔比必可有還御、藏

も如何成候らん、此邊も昨今日盛見候、御幸候者、每事又可申承候也、謹言

二月廿四日 (御花押)

京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて (赤松)

(切封)

八三—六九 (嘉元二、三、十一) (上缺)

定御納受候らんと覺候、御幸候者每事其時可申候、明後日又必可參候也、謹言

三月十一日 (御花押)

(切封)

八四— (口、五、一) (上缺)

以使者、内々問答之子細候由聞及候、委相尋候て、御幸之時猶可申談候也、謹言

五月一日 (御花押)

(切封)

八五—七三 (嘉元二、二、十三) (上缺)

成候心地し候、每事難盡于紙上候、謹言

二月十三日 (御花押)

八六— (口、五、四) (上缺)

候條頗不便候歟、如何、猶々相構可有御幸候、每事期其時候、謹言

第二十四卷 第二號

一一五



五月四日 (御花押)

(切封)

八七↑一七八 (嘉元二、二、廿) (上缺)

代官をも差進候へかし、延引不可然覺候、謹言

二月廿日 (御花押)

(切封)

八八↑一七四 (嘉元二、二、廿三) (上缺)

候哉、今月相構御自分誰にも被仰候て、被沙汰出候へ

かしと覺候、去月ハ自分と存候て沙汰し候了、月々次

第人々可廻宛之由思給候也、新院御灸之由承候、不審

候、只無何、爲御用意候哉、委可承存候、長講堂御八

講自九日被始行候乎、賀茂祭使節其後何様御沙汰候哉

條々可承存候、謹言

二月廿三日 (御花押)

(切封)

八九 (乾元元、十一、廿二)

昨日入衣罷歸候、其御所へも參たく候も、此間旅宿し

けく候て、窮屈之間略候也、新院還御、何比にて候ハ

んするやらん、いつか又御幸も候はんすらん、毎事期  
見參之時候、謹言

十一月廿一日 (御花押)

九〇↑ (口、十二、十五) (上缺)

其御所に候ハ、可被渡候也、謹言

十二月十五日 (御花押)

(切封)

九一↑一六四? (乾元元、十二、三) (上缺)

謹言

十二月三日 (御花押)

(切封)

九二↑ (口、十二、二) (上缺)

十二月一日 (御花押)

(切封)

九三 (嘉元二、正、九)

女院御事大旨雖同體候、次第無恐之様候、歎入候、早

々可有御幸候、今朝自是申候了、未被御覽候哉、謹言

正月九日 (御花押)

九四 (嘉元二、正、十)

女院御事、去夜ハ聊宜體候しか、今朝も猶心苦様候なる、無物體候、八幡春日祇園などへ神馬欲引進候、御馬一二疋可被求出候、いつか又御幸候はんすらん、大事にて候へハ、相構今日と問答候也、謹言

正月十日 (御花押)

九五↑ (口、正、八) (上缺)

一人も未參候、責伏候、御幸候者每事可申承候、謹言

正月八日 (御花押)

(切封)

九六↓

遼遼之間、於事不審相積候、昨日炎上猛風之間、恐怖之處、無爲悅入候、曉火河東にて候けると聞候 (下缺)

九七↑ (正安四、十一、二) (上缺)

承候了、其間新院可爲御所之由、可令存知候也、還御以後廿日比にてても、必可參候也、謹言

十一月二日 (御花押)

(切封)

九八↑ (嘉元元、十二、十九) (上缺)

京都妙蓮寺藏後深草天皇宸翰御消息に就いて (赤松)

候歟、若可令給者、可被用何勞候哉、可有御計候、御幸可爲何時候哉、謹言

十二月十九日 (御花押)

(切封)

九九↓

顯相奉行緩怠彼狀遅々之間昨日も爰被幸候了

和田庄役元三鋪設等事、禪尼狀加一見了、此一兩年分國も御方々へ分進候、院領も候はず、法金剛院領も其御所へ進了、如此役可勤仕不候之間、長講堂領 (下缺)

一〇〇↓一五〇? (嘉元元、十一、十八?)

經實事、遊義門院返事加一見候了、此事沙汰之次第皆以錯亂候、先信右以長講堂領事、申入院之條、事之儀不可然候、其上段加納郷、有貧脚無可相傳由緒候、其上有當時一所知行、已經卅年 (下缺)

一〇一↓一四五? (正安四、十一、六?)

仲幸仲見共以非使節之器候條、勿論候、兩人之間勝負ハ此間種々沙汰候つ、仲良計候て、仲見可勝之由、申候之間、其儀治定候也、宿老與聰俊ハ仲見にてそ候ら

んと (下缺)

一〇二 ↓ (嘉元二、正、六)

今日御幸可爲何時候哉、還御之次新院御幸候者、可及遲々候、相構可被忿候也、抑叙位聞書未見及候、而以傳說承候、新院御給不被叙之由聞候 (下缺)

一〇三 ↓ 一四九 (正安四、十一、十三)

自昨日今林候、御幸衣笠殿候哉、還御可爲何日候乎、明後日可罷歸思給候處、廿日佛事まで可候由思給候、事之外延引候了、廿日夕可歸候也、新院女院持明院殿御所にて候 (下缺)

一〇四 ↑ (嘉元二、正、十) (上缺)

御幸ハ可爲明日候歟、每事期見參候、謹言

正月十日 (御花押)

(切封)

一〇五 ↑ (上缺)

下部等催入候也

(切封)

一〇六 ↓ 一一九 (正安四、十一、十五)

今日可令歸京之由思給候處、數日延引無心本候、自其御所還御何日候哉、何事か候らん、雖無殊事、俊光參之由申候間、令申候也、還御以後可參持明院殿候、兩三日 (下缺)

一〇七 ↑ (乾元元、? 十二、八) (上缺)

御經無人以外冷然候、謹言

十二月八日 (御花押)

(切封)

一〇八 ↑ (口五、廿一) (上缺)

今日佛事公卿も殿上人も大略一人も不候、不可說式候

謹言

五月廿一日 (御花押)

(切封)

一〇九 ↑ (口五、十五) (上缺)

可歸洛候也、謹言

五月十五日 (御花押)

(切封)

一一〇 ↑ (口五、十五) (上缺)

可遣候哉、富小路とも京極とも不書候へとも先只□□  
□□□□可被仰遣候歟、社參事可存此旨候、未仰遣候  
也、謹言

五月十五日 (御花押)

(切封)

一一一↑ (乾元元、十二、廿一) (上缺)

領狀、昨夕自是相觸候處、俄故障出來之由申候、難治  
無力事候、老者をハ人あなつり候て、供奉をも恥思候  
やらん、爲雄一本召具て候とも、受六十賀はしてこそ  
候へハ、下品行糲更不可痛候歟、殿上人四人領狀之間、  
清雅可進之由申候き、具良又所勞之間、只二人御前行  
可見苦候、清雅可返給候、謹言

十二月廿一日 (御花押)

(切封)

一一二↓一三三 (口、十三、十)

那須一方事、如替物可令關如候者、實元三以後何事候  
乎、池田も最少分事にて候ハ、替も如平こそ候ハん  
すらめ、構被沙汰出へかし、かく頻歎申候、秋月もせめ

ての事にこそ申候へ、參略か不細實否をも不被糺明

一一三↓一四六? (正安四、十一、五?)

神仙門院御正日ハ何日候哉、如御佛事沙汰候乎、

尤可被行と覺候

伊香庄事、御返事趣可仰遣關東にて候、昨日承候し趣  
神妙候、其様を女房狀にて念可給候也、いつか御幸候  
ハんする、仲良ハ明朝下遣仲幸候也 (下缺)

一一四↑ (口、十二、廿一) (上缺)

可申入之由、仰雅俊候了、其後無申旨候、可相尋候、  
謹言

十二月廿一日 (御花押)

一一五↑ (口、十二、十七) (上缺)

少進も兼有分辭退候、其仁や候らん、同今夜被任之條、  
可宜候歟、謹言

十二月十七日 (御花押)

一一六↑ (乾元二、五、十九) (上缺)

可被沙汰出候也、明後日御幸候者、毎事其時可申承候

也、謹言

五月十九日 (御花押)

(切封)

一一七→一八? (口、口、廿一)

經康已下向之由聞候、實此上者、可遣使者にてこそ候  
はめ、入道所存にハ御使不候とも、不可有苦由存たり  
けに候か、一方は被下候、一方不候らんに定無念存歟  
之由推候、重可仰合入道之由、(下缺)

一一八→ (口、十一、廿六) (上缺)

問答候き、凡御結縁有無可有御意候、御沙汰別無子

細候也、謹言

十一月廿六日 (御花押)

(切封)

一一九→一〇六 (正安四、十一、十五) (上缺)

可令祇候之由思給候、憲基覺守說法近日珍重候、御聽

聞も候へく候けると覺候、謹言

十一月十五日 (御花押)

(切封)

一二〇→一六三 (口、十一、十四) (上缺)

宥仰下候也、於替者念可相計候也、謹言

十一月十四日 (御花押)

(切封)

一二一 (正安四、十一、九)

先日令申候祐舜阿闍梨事願懇望候、無殊子細者、  
早以御教書可被仰候

昨日御幸之由粗承候間、奉待候處、空候き、遠恨候、  
若今日なにてや候らん、明日隨體又參候也、每事期

見參候、謹言

十一月九日 (御花押)

一二二→一四四 (正安四、十一、十二)

自昨日近之候、明日可令罷向今林候、十五日歸洛之後可  
參候、衣笠殿自何比可爲御所候哉、隨其早晚可相計候也

(下缺)

一二三→ (口、五、十四) (上缺)

問答往反可有其煩候、自其御所可被仰候也、抑七瀬御  
祓人數事、在文所望、有其能、覺候之間、可召加之

由、仰親時候き、而忘却候けるやらん、四月下不知、

十二月十七日 (御花押)

代官進御撫物之由、聞候之間、可仰在文之由仰候き、

(切封)

此上事何も可被計仰下候也、謹言

一二七↑ (口、十二、十一) (上缺)

五月十四日 (御花押)

御幸候はんすらん、新院還御可爲何日候哉、謹言

(切封)

十二月十一日 (御花押)

一二四↑ (口、十一、四) (上缺)

(切封)

候しと覺候、稱返讓他人之條、道理不可然候哉、可被

一二八↑ (口、十二、十) (上缺)

仰歟之由候歟、委承子細可仰遣候也、謹言

有子細歟之由、爲方なと八存たりけに候、何様も念可

十一月四日 (御花押)

仰候也、謹言

(切封)

十二月十日 (御花押)

一二五↑ (口、十二、十七) (上缺)

(切封)

被渡て候ける、二階誠兼許にても候なんと覺候、可何

一二九↑ (嘉元元、十二、廿)

様候哉、謹言

東宮御進退作法神妙、殊爲悅候、抑八王子若殿事早可

十二月十七日 (御花押)

被仰下候也、諸人已歸京候けるやらん、世間惡敷候、

(切封)

謹言

一二六↑ (口、十二、十七) (上缺)

十二月廿日 (御花押)

難叶候哉、廿二三日之程、可召進候條、可何様候哉、

(切封)

謹言

一三〇↑ (口、五、廿三) (上缺)

何様候哉、謹言

五月廿三日 (御花押)

(切封)

一三一↑一三三 (口、十二、十) (上缺)

御沙汰や候へきと申候き、然而就優如之分、先被返付

後、御沙汰も又一様候歟、不可有子細候乎、謹言

十二月十日 (御花押)

(切封)

一三二↑ (嘉元元、十二、廿五) (上缺)

在兼正三位事、懇望之由聞召、其外所望之仁、不聞候

也、謹言

十二月廿五日 (御花押)

(切封)

一三三 (嘉元二、正、十)

其後も殊事不聞候、只今欲罷向候、御幸明日可宜候歟、

きと違事候者、可申候也、謹言

正月十日 (御花押)

一三四↓

御幸奉待入候處、返々違恨候、明日者早々今小路へ可  
歸候、近々兩御方きとなり候へかし、每事今日可申之  
由支度候處、無正體候、明日未一點可歸候、必可有入  
御今小路候也 (下缺)

一三五↓一五七 (口、十二、廿七)

那須一方先被付之條實可宜候歟、自元一方こそ即成院  
にハ付て候へハ無子細候、秋月ハ久直元三出仕無子細  
者、追可有沙汰候歟、若又所勞 (下缺)

一三六↓ (嘉元二、二、?)

青蓮院宮中一品經事、是へも相觸候之間、被沙汰候、  
最少事候、即仰俊光、可被致沙汰候也、召進經師之間  
者 (下缺)

一三七↓一五三 (乾元元、十二、卅)

神木遷坐之由聞候、殊驚人候、新院御藥陪膳、堀川大  
納言相催候了、不定覺候、春宮大夫など内々可被仰候  
歟 (下缺)

一三八 (乾元元、?十一、卅)

寶明卿之狀加一見候了、兩様之間念可相計候、且直に

も此趣令問答候き、此様可被仰下候乎、謹言

十一月卅日 (御花押)

一三九 (口、十一、二)

今日還御可爲何程候乎、可爲日中候者、此にて可奉待候、若又可爲晚頭候者可歸候、申剋許までハ、此に候

ハ入する候、近々御幸も便宜可行情候也、謹言

十一月二日 (御花押)

一四〇 (嘉元元、十二、廿八)

慧星近々驚存候、有弘令申候之間、雖令見候、不侖得候、元三之式實不審候、朝覲も可何様候哉、尤不審候

謹言

十二月廿八日 (御花押)

一四一 (嘉元二、正、九)

遊義門も頻可申之由被仰候也

今日御幸之由承候、一定候哉、女院御事雖爲同事、次第無其憑之様覺候、歎入候、早々御幸候て、可申諸事等候也、謹言

正月九日 (御花押)

一四二 (乾元元、十一、廿一)

昨日事々遅々之間入夜歸候了、今朝自是申候、參其御所候事遅々候ぬと覺候、今夕御幸候者每事可申承候、謹言

十一月廿一日 (御花押)

一四三 (乾元二、二、十七)

今日參嵯峨殿候、歸路可參衣笠殿候也、明日御幸必定候哉、去夜月蝕雨中猶現候條、無正體候、御祈有信候歎、明日御幸候者、每事可申承候也 (下缺)

一四四 (正安四、十一、十一) (上缺)

祐舜阿闍梨事早可被下御教書候也、謹言

十一月十一日 (御花押)

(切封)

一四五 (正安四、十一、六) (上缺)

存知候、可被尋下爲方候歎、自十日土御門に候ハ入する、十二日早々嵯峨へ罷候て、十五日可歸候也、廿日比參候て、兩三日可令祇候之由思給候、每事期見參候也、謹言

十一月六日 (御花押)



(切封)

一四六↑—一三三? (正安四?十一、五)

御馬被仰下候やらん、毎事期御幸之時候、謹言

十一月五日 (御花押)

(切封)

一四七 (正安四?五、十七)

大番事入道相國にハ被仰候けるやらん、京中何事共か候らん、遼遠之間毎事不審候、御幸候へき様に承候し、

いつにてか候はんすらん、長經卿こそふかよはまいり

て候へ、毎事期面候、謹言

五月十七日 (御花押)

一四八↑ (嘉元元、十二、廿三)

必可有入御候、家羅若申子細者、念可進軍候也、謹言

十二月廿三日 (御花押)

(切封)

一四九↑—一〇三 (正安四、十一、十三) (上缺)

やらん、毎事不審無極候、謹言

十一月十三日 (御花押)

(切封)

一五〇↑—一〇〇? (嘉元元、十二、十八)

候ぬと覺候、料所事明日可承候、謹言

十二月十八日 (御花押)

(切封)

一五一↑ (正安四、十一、十七) (上缺)

何比にて候はんするやらん、其程可參候、京方さま何事か候らん、毎事不審候、謹言

十一月十七日 (御花押)

(切封)

一五二↑ (上缺)

驚歎入候、圍庄事はハ別儀候、先被付候條、無子細候、然忘念之條無詮事候歟、謹言

十二月廿八日 (御花押)

(切封)

一五三↑—一三七 (乾元元、十二、卅) (上缺)

藤氏之輩籠居勿論候歟、但近々者如今候蜜々參、可何様候哉、謹言

十二月晦日 (御花押)

(切封)

一五四 ↑ (乾元元、十二、十八) (上缺)

此上者可奉待御幸候、若令遅々候者かけ候ぬと覺候、

只今聞召了程候也、謹言

十二月十八日 (御花押)

(切封)

一五五 ↑ (乾元元、十二、四) (上缺)

小五月廿一日之由聞候、召次所之叢誰か乘尻勤候らん、

毎事期御幸之時候、謹言

十二月四日 (御花押)

(切封)

一五六 (口、十二、廿九)

勾當事念可仰候、問答本給之由候也、黄斑牛事、右府

令申候間、可引進之由下知候了、謹言

十二月廿九日 (御花押)

一五七 ↑ 一三四 (口、十二、廿七) (上缺)

などにて、不可出仕候者、先御沙汰候て、明春早々替

御計候者、何事候哉、池田庄土質當時何程候乎、其分

に隨て替をも可有御計候乎、那須一方先被付之條可宜

候也、謹言

十二月廿七日 (御花押)

(切封)

一五八 (嘉元元、十二)

歳暮以外責伏候、一夜俄御幸面白こそ候しか、夜前新

院春宮御使給候き、其御方にハ候ハぬやらん、明春御

幸始日未定候哉、是も可參其御所候口次未定候、抑朝

倉之替相構年中沙汰候之様 (下缺)

一五九 ↑ (口、正、七) (上缺)

などハよに煩けに申候、驚歎入候、謹言

正月七日 (御花押)

(切封)

一六〇 ↑ (嘉元二? 正、十) (上缺)

可有入御、毎事猶可申定候也、謹言

正月十日 (御花押)

(切封)

一六一↑ (口、十二、十七) (上缺)

伏見式に御治定候歟、謹言

十二月十七日 (御花押)

(切封)

一六二↓ (乾元元、十二、廿三)

先日御尋候し殿文等撰進之候、衣笠殿事頼房奉行しす  
まして候やらん、不審候、昨日小五月無殊事候けり、  
御冷氣ハ (下缺)

一六三↓一二〇 (口、十一、十四)

武世所歎申誠不便事候、其旨自元存知事候、而難辭之  
子細候て召放候了、念可相計替候也、此趣能々可被 (下  
缺)

一六四↓九一 (乾元元、十二、三)

昨日御幸爲悦候、還御餘早速之間猶不心閑候し、違恨  
候、然而大略申候き、委細猶期御幸之時候、明日戌日  
之由沙汰候し、辟事にて候ける、今日こそ戌日にて候  
へ (下缺)

一六五↓ (嘉元二、五、廿五)

禪尼事凡驚存候、御佛事以下大略雖御治定、臨期定闕  
如事、多候らんと返々察申候、御除服事不可有別子細  
候、奉行入四位五位共不可有苦候、何にても可被仰候、  
隨被聞食 (下缺)

一六六 (乾元元、十二、三)

昨日御幸爲悦候、今日御幸衣笠殿候哉、新院今日可有  
還御乎、明日戌日候、自何御所も還御不可然候也、可  
有御意得候、謹言

十二月三日 (御花押)

一六七↑ (口、五、廿九) (上缺)

先一方にても念被付之條大切候、能々可有御案候也、  
謹言

五月廿九日 (御花押)

(切封)

一六八↑ (口、正、五) (上缺)

御幸之時可申承候、謹言

正月五日 (御花押)

(切封)

一六九↑

其後無殊御事候歟、何日又御幸候はんすらん、園事相  
構可被廻御風情候勾當にハ昨日問答候也、謹言

五月五日 (御花押)

(切封)

一七〇↑ (嘉元三、五、廿八)

及當日御除服、又後日撰日次被行事候、先例兩様候、  
猶以吉日可被行候哉、今日御幸候者、毎事可申承候也、  
謹言

五月廿八日 (御花押)

(切封)